

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図るための見舞金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた刑法(明治40年法律第45号)その他日本国における刑罰法令に規定する、人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法第37条第1項、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。
- (2) 重傷病 犯罪行為による負傷又は疾病により、療養に要する期間が1月以上かつ通算3日以上の入院(精神疾患の場合は、通算3日以上労務に服することができないときに限る。)と、医師に診断されたものをいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪行為により死亡又は重傷病を負った者をいう。
- (4) 犯罪被害者等 犯罪被害者又はその遺族をいう。

(見舞金の種類、支給額及び支給対象者)

第3条 見舞金の種類、支給額及び支給対象者は、次の各号に定める者とする。

- (1) 遺族見舞金
 - ア 支給額 30万円
 - イ 支給対象者 犯罪行為により死亡した者の第1順位遺族(第5条の規定による第1順位の遺族(当該犯罪行為が行われたときにおいて新潟県内に住所を有し、かつ、第7条第1項の規定による申請時において、本市に住所を有する者に限る。)をいう。)
- (2) 重傷病見舞金
 - ア 支給額 10万円
 - イ 支給対象者 犯罪行為により重傷病を負った者(当該犯罪行為が行われたときにおいて新潟県内に住所を有し、かつ、第7条第2項の規定による申請時において、本市に住所を有する者に限る。)

2 前項各号の見舞金の対象となる犯罪行為は、警察に被害が認知されており、かつ、当該認知の

事実が警察等の関係機関への照会等により市長が確認できることを要件とする。

- 3 第1項各号に定める見舞金は、支給対象者がやむを得ない理由により住民登録をせずに本市に居住している場合は、居住していることが客観的に確認できる書類の提出により「本市に住所を有している者」とみなすことができる。

(支給の調整)

第4条 重傷病見舞金の支給を受けた犯罪被害者が当該犯罪行為による重傷病により死亡した場合、当該犯罪被害者の遺族に対して支給する遺族見舞金の額は、すでに支給した重傷病見舞金の額を減じて得た額とする。なお、他の地方公共団体において重傷病見舞金と同種の見舞金等の支給を受けた犯罪被害者が当該犯罪被害により死亡した場合も同様とする。

(遺族の範囲及び順位)

第5条 遺族見舞金の支給対象者は、犯罪被害者の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（以下「生計維持家族」という。）
- (3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 犯罪被害者の死亡当時、胎児であった子が生後出生した場合において、前項の規定の適用については、その母が犯罪被害者の死亡の当時、犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときは同項第2号の子とし、その他のときにあつては、同項第3号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給対象者となる遺族の順位は、第1項各号に掲げる順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者にあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後とする。ただし、第1順位遺族が当該見舞金の申請をしない場合は、第2順位以降の遺族は、当該見舞金を申請することができない。

4 第1項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、当該犯罪被害者の死亡によって遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位遺族となるべき者を故意に死亡させたものは、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。

(支給の制限)

第6条 市長は、次の各号に掲げる場合は、見舞金を支給しないことができる。

- (1) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、他の地方公共団体から当該見舞金と同種の支給を受けて

いるとき。

- (2) 当該死亡又は重傷病の原因となった犯罪行為が行われた場合において、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者の間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があったとき。ただし、市長が支給対象として認め特段の理由がある場合は、この限りでない。
- (3) 犯罪被害者又は第1順位遺族が犯罪行為を誘発した場合において、その他当該犯罪行為による死亡又は重傷病につき、犯罪被害者又は第1順位遺族にも、その責めに帰すべき行為があったとき。
- (4) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、妙高市暴力団排除条例（平成24年妙高市条例第7号）第2条第2号及び第3号に定める暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であったとき。
- (5) 前各号に掲げるほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。

（支給の申請）

第7条 遺族見舞金の支給の申請を行う者は、妙高市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）支給申請書（別記様式第1号）及び犯罪被害申告書（遺族見舞金）（別記様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請を行う者が、当該死亡の原因となる犯罪行為が行われたときにおいて、新潟県内に住所を有していた又は居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票の写し等）
- (2) 申請を行う者が、申請時において、本市に住所を有することを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票の写し等）
- (3) 申請を行う者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本、抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書
- (4) 申請を行う者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（住民票の写し、犯罪被害者及び申請を行う者の親族、友人、隣人等の申述書等）
- (5) 申請を行う者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類（先順位の人死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本）
- (6) 申請を行う者が生計維持遺族であり、第1順位遺族を決定するのに必要があるときは、当

該死亡の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類（犯罪被害者の収入を証明する資料、家計簿、住民票の写し等）

（７） 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族が２人以上あるときは、新潟市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書（別記様式第３号）

（８） その他、市長が必要と認める書類

２ 重傷病見舞金の支給の申請を行う者は、妙高市犯罪被害者等見舞金（重傷病見舞金）支給申請書（別記様式第４号）及び犯罪被害申告書（重傷病見舞金）（別記様式第５号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１） 重傷病に該当することが証明できる医師の診断書 診断書は、犯罪行為により負傷し又は疾病にかかった日、療養期間、入院日数、病名を明記したもの。ただし、精神疾患に係るものについては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が通算３日以上労務に服することができない程度であったことを明記したもの。

（２） 申請を行う者が、当該重傷病の原因となる犯罪行為が行われたときにおいて、新潟県内に住所を有していた又は居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票の写し等）

（３） 申請を行う者が、申請時において、本市に住所を有することを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票の写し等）

（４） その他、市長が必要と認める書類

３ 第１項又は第２項の申請を行う者がやむを得ない理由により当該見舞金の申請手続きができない場合は、当該申請者に代わって親族等が申請手続きをすることができる。

（支給の申請期限）

第８条 前条の規定による申請は、犯罪行為が発生した日から１年を経過したときは行うことができない。なお、重傷病見舞金の支給を受けた犯罪被害者が当該犯罪行為により死亡した場合に、当該犯罪被害者の遺族が遺族見舞金の支給を受ける場合にあっては、死亡した日から１年を経過したときは、行うことができない。

２ 前項の規定にかかわらず、当該犯罪行為の加害者により身体の一部を不当に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により前項に規定する期間を経過する前に、前条の規定による申請ができなかったときは、その理由がなくなった日から６月以内に限り、前条の申請をすることができる。

(支給の決定等)

第9条 市長は、第7条の規定による申請があった場合は、審査を行い、見舞金を支給する旨又は支給しない旨の決定を行わなければならない。

2 市長は、前項の決定を行ったときは、速やかに、妙高市犯罪被害者等見舞金支給決定通知書（別記様式第6号）又は妙高市犯罪被害者等見舞金不支給決定通知書（別記様式第7号）により、申請を行った者に通知するものとする。

3 市長は、第1項に規定する見舞金の審査に際し、申請を行った者等の当該申請に係る状況等について調査をすることができる。この場合、市長は申請書及び添付書類等の内容審査のほか、必要に応じて関係機関への照会を行うことができる。

4 前項の規定は、見舞金の支給決定後においても適用することができる。

(見舞金の請求)

第10条 前条の規定により見舞金の支給決定通知を受けた者は、妙高市犯罪被害者等見舞金支給請求書（別記様式第8号）により、市長に当該見舞金の支給を請求するものとする。

(支給決定の取消し)

第11条 市長は、当該見舞金の支給決定後、次のいずれかに該当した場合は、第9条第1項の規定による決定を取り消すことができる。

(1) 第6条各号のいずれかに該当していると判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により、当該決定を受けたと認められるとき。

2 前項の規定により取消しを行った場合は、市長は、妙高市犯罪被害者等見舞金支給取消通知書（別記様式第9号）により申請者に通知するものとする。

(見舞金の返還)

第12条 見舞金の支給を受けた者が、前条の規定により見舞金の支給決定の全部又は一部を取り消されたときは、当該見舞金を返還しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、施行日以後に発生した犯罪行為による死亡又は重傷病に適用する。